

平成26年2月7日から田原本町の一部において

市街化調整区域における容積率等の制限が変わります！

このたび、県では、田原本町の一部において、建築基準法に基づく市街化調整区域における容積率、建ぺい率及び建築物の各部分の高さに係る数値を変更しました。今回変更した数値は、平成26年2月7日から適用されます。

詳しい内容については、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築課及び桜井土木事務所建築課並びに田原本町産業建設部まちづくり推進室に備え置く図書で確認してください。

◆ 閲覧及び問い合わせ先 ◆

奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築課（電話 0742-27-7561）

奈良県桜井土木事務所建築課（電話 0744-42-9191）

田原本町産業建設部まちづくり推進室（電話 0744-34-2085）

ご 注 意

平成26年2月6日までに、都市計画法に基づく開発許可等の所要の手続き及び建築基準法に基づく確認済証の交付を受けていても、平成26年2月7日以降に建築工事に着手する場合は、変更後の容積率等の規制を受けます。